

平成29年12月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月12日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 3号 監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第29号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第32号 財産の取得について
- 日程第11 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第34号 平成29年度東庄町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第35号 平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第36号 平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第37号 平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

- 1番 土屋光正君
- 2番 宮澤健君
- 3番 佐久間義房君
- 4番 板寺正範君

5番 花香孝彦君  
7番 大網正敏君  
8番 高木武男君  
9番 鈴木正昭君  
10番 山崎ひろみ君  
11番 土屋進君  
12番 宮崎正吾君  
13番 鎌形寿一君  
14番 城之内一男君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩田利雄君  
副町長 金島正好君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 向後喜一郎君  
町民課長 高木浩一君  
まちづくり課長 林栄壽君  
健康福祉課長 海上孝君  
会計管理者 石毛幸子君  
病院事務長 寺嶋利和君  
農業委員会事務局長 土屋富士雄君  
教育長 五十嵐正憲君  
教育課長 多田克己君  
生涯学習担当課長 林寛君

出席事務局員（3名）

事務局 長 笹本忠男  
次 長 石毛美恵子  
主 査 岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

議長(城之内一男君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成29年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 鎌形寿一君、1番 土屋光正君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

平成29年12月定例会運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月5日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定について協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案10件であります。これらの議案を審議するために、会期は本日1日限りとすることに合意を見ております。

審議の予定は、本日、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第3号を上程し、採決を行います。続いて、議案第29号から議案第37号までを順次上程し、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長(城之内一男君)

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について町長から報告がありました。内容については配付の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、皆様にお配りしてございます専決処分の報告についてをご覧いただきたいと存じます。

損害賠償の額の決定及び和解について町長が専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

1ページの専決処分書をご覧ください。

事案の内容でございますが、平成29年10月28日、東庄町笹川い地先の町道2046号線を損害賠償の相手方が自動車で行き中、道路上の穴に車輪を落とし、車両を損傷するという事故が発生いたしました。

損傷の程度といたしましては、右前のタイヤのパンクとホイールの損傷でございます。町といたしましては、道路管理に瑕疵があったものと認め、2ページの和解条項の内容で平成29年11月17日に専決処分をいたしました。

道路の穴については直ちに修繕を行い、現在、通行に支障がないようになっております。

今後、こうした事案が発生しないよう、適正なる町道の維持管理に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長(城之内一男君)

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より会務報告を行

います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成29年8月26日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、10月18日に第3回行政協力員まちづくり会議を、9月27日に東庄町教育総合会議を開催しております。

次に選挙関係でございますけれども、10月22日、衆議院議員総選挙が施行され、本町の投票率は小選挙区で57.09%ございました。県内では2番目に高い投票率でございました。

次に2ページ目、防災関係でございますけれども、台風21号、22号の接近に伴い、避難所を開設し、対応いたしました。特に台風21号時には防災対策本部を設置し、土砂災害警戒区域120世帯に避難勧告を発令しております。土砂の崩落や倒木等の被害はありましたが、幸い人的被害はございませんでした。

次に、下段の過疎地域関係でございますが、過疎地域自立促進計画を9月4日に策定いたしました。

次に3ページ目、下段でございますけれども、町民課の賦課徴収関係でございますが、町県民税等の新規・更正分の通知書を記載のとおり発送しております。

次に5ページ目、下段の個人番号関係でございますけれども、個人番号カードを48件交付いたしました。累計は1,014件となっております。

次に8ページ目、上段のその他でございますけれども、10月15日、町内一斉清掃作業を実施しております。町民の皆様のご協力、ボランティア団体の積極的な

活動に心より感謝を申し上げる次第でございます。

次に中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、敬老祝金の贈呈の他、10月11日に193人の参加をいただき、高齢者いきいきレクリエーションを実施いたしました。今後も高齢者が元気に生き生きとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に9ページ目、中段から11ページ目、上段の衛生関係、保健関係でございますけれども、記載のとおり各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、12ページ目に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。

老人福祉はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に13ページ目、そして14ページ目にかけて、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事等11件の工事と測量業務委託等の7件の委託業務を発注いたしました。

次に15ページ目、下段、商工・観光関係でございますけれども、天保水滸伝遺跡観光案内トイレの新築工事及び工事関係業務を契約しております。

続いて16ページ上段、11月3日に第30回ふれあいまつりを開催いたしました。町内外から約2万人の参加があり、盛大な催しとなりました。

また、10月1日から商店連盟のコジュリンカードと提携して行政ポイントの付与を開始しております。引き続き商工・観光の振興に力を注いでまいります。

次に17ページ下段から18ページ目の東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均は、それぞれ46.99人と102.17人となっております。

また、10月24日、入院、外来患者の安全確保のための避難誘導訓練及び消火訓練を実施しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回、協議会を3回、記載のとおり開催しております。協議会においては東庄町立幼稚園統合問題、給食センター整備計画、東庄中学校駐輪場整備予定地、廃校となる小学校の跡地利用などについて協議を進めてまいりました。

また、10月12日、13日の2日間にわたり教育施設整備について、教育委員による学校訪問を行いました。

次の2項目目の学校教育関係では、平成30年度に町内の五つの小学校に入学予定の幼児82人の就学時健康診断を実施いたしました。

9月13日、11月8日に教育相談を実施いたしました。

続いて、契約関係でございますが、小中学校の校舎の特殊建物定期報告書作成委託業務、中学校としては、東庄中学校技術棟改修工事設計業務委託、東庄中学校敷地現地測量業務委託の契約をいたしました。

小学校といたしましては、笹川小学校立木伐採工事、笹川小学校倉庫棟新築工事の契約を行いました。

次に20ページ、3項目目、生涯学習関係の生涯学習事業といたしましては、8月27日に毒蝮三太夫さんをお招きして、「まむし流ところとからだの健康法」という演題で生涯学習講演会を行いました。また、ふれあいまつりと同日の11月3日に公民館を会場に第43回東庄町文化祭が盛大に行われました。

社会体育事業といたしましては、10月8日に東庄中学校を会場に第56回町民運動会が実施されました。

また、11月23日に栃木県太平山方面に行く2017秋の町民バスハイキングを41人の参加を得て実施いたしました。

次に、公民館事業といたしましては、歴史移動教室やことぶき大学、家庭教育学級移動教室などの事業を行いました。

21ページの4項目目、社会教育関係、5項目目、公民館・体育施設等契約関係、6項目目、図書館関係では、記載のとおり各種事業、契約等を行いました。

最後に、21ページ中段の7項目目の学校給食センター関係では、9月から11月までの3ヶ月間の給食数は表のとおりでございます。諸会議として、学校給食センター建設検討委員会を3回実施いたしました。

また、給食センターの契約関係として、東庄町学校給食センター建築工事基本設計業務を株式会社アイホー千葉営業所を相手に契約をいたしました。

11月9日に町養豚経営者協議会よりご寄附をいただいた豚肉その他、千葉県産の味のり、牛乳、ワタンスープに入れた具の長ネギ、ニンジン、東庄産のコシヒカリを使った千産千消の献立、手作りヒレカツの給食を提供いたしました。引き続きおいしい給食の提供を目指してまいりたいと考えております。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにいたします。

議長（城之内一男君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

おはようございます。議長のお許しをいただき、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、平成30年度予算編成について質問いたします。

去る10月には衆議院解散総選挙が行われ、引き続き安倍内閣が政権を担うことになりました。これまで安倍内閣が最優先で取り組んできたのが経済再生です。地域に新たな人の流れを作る地方創生を初め、子育て支援や社会保障を強化する新三本の矢による一億総活躍社会の実現、そしてこれらを横断的に支える働き方改革など、我が国の構造的な課題である人口減少や少子高齢化への対応も進めてきました。我が町もそれに付随して様々な施策に取り組んできたことと理解しております。町長を初め、執行部の皆さんは財政健全化に努め、更に町民の安心、安全を守るため業務を推進してこられたと理解しております。

しかし、まだまだ町民の皆さんにお会いすると、将来への不安や暮らしの中での不満の声が聞かれます。

そこで今日は、我が町の財政状況の現状と町民が明るく希望が持てる活力あるまちづくりのための来年度予算編成方針について、町長にご答弁をお願いしたいと存じます。

町長は常々、小さな町だからこそ出来ることに率先して取り組まれてきたと私は

理解させていただいております。高齢者が元気で活躍されることはもちろんのこと、若い世代も住むなら東庄と思ってもらえる環境を整えてあげたいと考えます。町民に安心と希望が持てる来年度予算編成方針を伺いたいと存じます。

次に、2番目の質問事項であります。

町民の健康を守る取り組みについて質問いたします。

先日、「検診を活用した健康づくりモデル事業」の検診分析調査委員会の実践報告会に出席させていただきました。県のモデル事業として、町の枠としては、県内では東庄1町だけ選ばれての事業で、予算措置も頂き、実施してきた成果の最終報告会とのことでした。本日は、モデル事業の最終報告を公表していただき、その中で見えた課題とそれに対する今後の取り組みについてお聞かせください。

更に、今回の事業の結果、がん検診の受診率は上がったのかお聞きしたいと存じます。

このモデル事業に参加することになった経緯、理由について、過去の課長答弁では、「東庄町ではがんが死因の第1位を占める一方、検診受診率は県下でも高いとは言えない、そういう状況にあり、モデル事業で新たな検査項目を追加実施することによって、受診者の拡大を図り、がんの予防、早期発見、早期治療に結びつけたい」とありました。

このモデル事業は、町にとっても町民にとってもプラスの面が多かったことと思います。私は、検診は予防医療の第一義だと考えます。更に町民の命を守ることが一番ではありますが、病気が早く見つかって、早期治療で重度化しなければ医療費の削減にもつながると考えます。

また、学校現場でのがん教育も重要と考えます。若い時からがんに対する知識、意識を持ち、自分の健康は自分で考え、食事や運動についても常に意識して生活出来るような人になってもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

更に、大人の私達ですが、介護予防と言われるその前の施策も大事だと考えます。町民が取り組みやすい運動なども奨励していくべきと考えます。町民が健康寿命を延ばす取り組みとして何か施策があればお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一朗君）

山崎議員のご質問のうち、私から質問事項1、平成30年度予算編成についての我が町の財政状況の現状について、お答えさせていただきます。

当町の財政状況の現状につきましては、一般会計決算により、ご説明をさせていただきます。

過去3年間、平成26年度から平成28年度の決算についてでございます。

平成26年度は、歳入総額53億1,389万2,000円、歳出総額46億7,862万1,000円、差引額で6億3,527万1,000円ございました。

平成27年度は、歳入総額57億2,103万2,000円、歳出総額51億9,855万1,000円、差引額は5億2,248万1,000円ございました。

平成28年度は、歳入総額53億5,270万6,000円、歳出総額48億6,727万3,000円、差引額は4億8,543万3,000円ございました。

歳入歳出差引額は平成28年度は平成27年度決算と比べて3,704万8,000円、7.1%の減少となっております。

町債残高でございますが、元金でいいますと、前年度比で2億2,681万4,000円減の32億7,777万2,000円となりました。

また、財政調整基金は、新規積立により、1億69万5,000円増で15億55万8,000円となっております。

長期的な動向でございますが、財政調整基金は平成21年度から毎年1億円以上の新規積立を行っており、この5年間で6億円以上の新規積立額となっております。

また、地方債残高は、臨時財政対策債や新規借入れの抑制により、平成18年度をピークに毎年減少しており、この5年間で12億6,000万円ほど減額となっております。

単年度決算の増減は年度により生じますが、これらのことにより、当町においては健全財政を維持出来ているものと考えております。

以上で私からは終わります。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

山崎議員の平成30年度予算編成ということでの質問にお答えをいたします。

来年度予算の編成でございますけれども、11月1日、各課に通知をしており、その編成方針、大枠としての考えとして述べさせていただきます。

まず、1点目でございますが、第6次東庄町総合計画及びまち・ひと・しごと創生東庄町総合戦略による事業について、全力で取り組むこと。

2点目として、当町が過疎地域に指定をされたことにより、財政支援を受けられることとなったことから、過疎地域自立促進計画を勘案し、そして一層住民福祉、そしてまた住民サービスに努めること。

3点目として、新規事業については、優先順位の厳格な選択を行うことと共に、特定財源の有無を確認すること。

4点目として、国・県の予算情報の収集に努めること。

また、今後、国補正予算の結果によっては、施策の新たな展開にも注意を払う必要があります。

5点目として、歳入面の町税収入の確保、徴収率の向上などについて通知をしているところでございます

なお、詳細な実施事業につきましては、予算編成と併せて現在各担当課において精査中でございます。実施可能な事業より、予算計上する予定となっております。

将来展望についてでございますけれども、財政面においては総務課長の答弁にありましたとおり、当町の財政は健全な状況にあると考えております。また、過疎対策事業につきましては、先の9月議会において承認いただいた過疎地域自立促進計画に記載された内容のみ発行することが出来ます。平成30年度に起債予定となっております事業はソフト事業として、高齢者等の保健及び福祉の向上、そしてまた増進施策にあたる4事業、医療費助成事業、外出支援巡回バス事業、健康診断、予防接種となります。ハード事業といたしましては、道路改良工事、小学校校舎整備工事、中学校校舎整備工事となります。しかしながら、当計画に入っていない事業であっても新規事業として行うべき事業があった場合、計画を変更して実施すべきと考えております。

計画変更にあたりましては、議会にお諮りする次第でございます。

また、過疎対策事業に該当しない事業であっても、他の事業で過疎対策事業債を発行することにより、歳入の増加を見込むことが出来ます。そこで、その財源を有効に活用し、過疎指定を受けたからこそ出来る事業として行うこのチャンスを最大

限に生かしていきたいと、このように思っております。

また、将来的にと思っておりましたけれども、先程の教育面でのフォローアップ、そういう面での事業実施も今検討中でございますけれども、是非とも実現させたい、このように考えております。

以上、簡単ではございますけれども、平成30年度当初予算編成方針について述べさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の2番目、町民の健康を守る取り組みについて、質問要旨、「検診を活用した健康づくりモデル事業」の最終結果と今後の施策についてをお答えいたします。

「検診を活用した健康づくりモデル事業」については、公益財団法人ちば県民保健予防財団と共同で各種検診の受診率向上や早期発見・予防に取り組み、町民の健康の維持・増進を図ることを目的に平成24年度から実施してまいりました。

モデル事業の内容ですが、胸部検診として胸部エックス線検査と呼吸機能検査、胃がん検診として胃部エックス線検査、血液検査によるピロリ菌抗体検査及びペプシノーゲン検査、子宮頸がん検診として細胞診による検査とヒトパピローマウイルス検査を平成24年度から3年間実施、その後、追跡調査として2年間、要精密検査該当者の精密検査結果の把握及びその後の経過の把握を行いました。

その結果、新しい検査導入等により、がん予防効果や町民のがんに対する認知度が上昇いたしました。また、検診の受診率は微増ではありますが、年々上がっております。学校でのがん教育に関することでは、中学1年生を対象に東庄病院の院長による喫煙の害についての講話、また、がんも生活習慣病に位置づけられるため、中学2年生を対象に保健師、管理栄養士による生活習慣病予防に関する学習会、小学校では4年生の希望者を対象に管理栄養士が食事指導を実施しております。

健康寿命を延ばす取り組みとしましては、町民の方に一人でも多く各種検診を受診していただけるよう勧奨しております。また、各種教室の開催、出前講座等を実施しております。健康寿命を延ばすには、町民一人ひとりが自分の健康管理に関心を持ち、自らの健康は自らがつくるという意識を持つことが重要と考えます。

町民が取り組みやすい運動については、保健福祉総合センターで行っていますエアロバイク、体操教室でございます。エアロバイクについては、5台設置されております。現在、約100名の方が登録されており、予約制でほぼ毎日の利用があります。昨年度と比べると利用者数も増えており、本年度の利用者数は延べ762人となっております。

体操教室については、平成27年度より64歳までの方を対象に広報で募集して実施をしております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

健全財政ということで、毎年ご答弁いただいておりますけれども、少し安心しました。町民の皆さんにもそれも、いつもお話の時には伝えさせていただいております。本年、過疎指定がされたということで、先程、町長も総務課長の方にもありましたけれども、促進計画をこの間見せていただきましたが、平成29年度は年度途中ということで、これまでの計画をそのままというのが主だったと思います。来年度からにおきましても、書面だけではちょっとわかりづらいので、その過疎対策債を活用して、大きく取り組むものがあるのかどうかを教えていただきたいと思っております。

町民は過疎の町というイメージが頭に残って、少し寂しい気持ちになっています。私は、質問されれば過疎地域に指定されたメリットとして、過疎対策債の内容を説明しています。町民が喜んでくれる話をしてあげたいと思っておりますが、具体的にされることがあったらお願いしたいと思います。

福祉課の方ですけれども、私も会議の方に参加させていただきましたので、その中で胃がんになる率が高いという、東庄町は高いという結果が出ていました。胃がんの発症にはピロリ菌が大きく影響していると思われまます。現在、町としてはピロリ菌検査は35歳の節目検診と25歳の若い方の検診を実施しているとのことですが、茨城県の水戸市では本年11月から市内の中学2年生全員を対象にピロリ菌検査を実施するとの報道を見ました。従来から行われている貧血検査の採血と併せて実施され、ピロリ菌検査用に3ミリリットルだけ多く採血し、検査費用は市

が負担する。生徒には事前に同意書とピロリ菌検査に関する資料を配付し、保護者の同意を得た生徒に検査を実施、資料には生徒に正しい知識を身につけてもらうためにピロリ菌の感染リスクや除菌の有効性を簡潔にまとめた内容を載せ、家族への啓発にもつながる狙いもあり、胃がん検診がやはり受診率が水戸市も低いということで、この現状を変えるきっかけとして期待されるという内容でした。

我が町では、検診に中学生のピロリ菌検査に取り組む考えはあるのかお聞きします。

そして、先程町民が取り組める運動ということでありましたけれども、小学校の統合後の空いた学校を利用して町民が気軽に運動に取り組める場所として活用することを提案したいと思います。グラウンドを歩くにしても、距離やカロリー消費のわかる看板をつけたり、更に現在は公園などにも設置出来る運動器具もあります。また、先程答弁にありましたが、保健センターに設置してあるエアロバイクの利用者が大変増えているとお聞きしました。今の場所では利用者が限られています。健康増進施設として小学校統合後、どこか1カ所は町民が集い、心も体も元気になれる場所を作るべきと考えますが、町の考えをお聞きします。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

町といたしましても、今、ご質問があったとおりに、ピロリ菌の検査で事前に検査の結果でがんを未然に防いだという例もございます。水戸市では中学2年生ということではありますが、実はいろいろな結果の中、体力的な問題がありまして、それをいつ頃やったらいいかというデータも出ております。町としては、これを是非ともやりたいなとは思っていたんですが、二十歳頃の、成人になれば親の承諾が要らなくなるし、体力的にも対応出来るというような結果が出ております。それに向けて成人を迎えられた子供たちに、大人になるわけではありますが、そのあたりの年齢を考えて検査を実施していきたいなというような方向を今考えております。

それと併せて、過疎であるからこそということで、いろいろなことが出来るのではないかと考えておりましたが、私は今、直接、過疎債が給食とかに使えるわけではありませんが、給食費の問題の中を過疎債の活用で他のお金を、給食費の無料化に当てるといった考え方も出来るわけがあります。ですから、分野の中で

の仕事が違う方へ回れば、お金が回ればいろいろな対応、対策が出来ますので、そういうものを有効に使いながら、違う分野で行き届かない分野の分を、過疎債を有効に活用してまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上であります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

私の方から、山崎議員からご質問がありました過疎債をどう活用するかということについて、私からも答弁をさせていただきます。

議員が言われるように、今年度、過疎対策の自立促進計画を策定いたしました。平成29年度から過疎債を活用出来ることになっております。本年度は、ハード分としては統合小学校の校舎整備工事、中学校の校舎整備工事、給食センターの整備事業、これらに過疎債を適用する、このように進めております。

また、ソフト分といたしましては、町長から答弁しましたように、医療費助成事業、外出支援巡回バス事業、健康診断、予防接種、これらの事業に対して過疎債を充てる、このような計画であります。

なお、平成29年度についての過疎債の要望に対して、県を通じて国から連絡があったということで、先日、県の市町村課から連絡がありました。ハード分については、全額発行が可能であるということで、満額認められたということでございます。また、ソフト分については、標準額に対して上乘せをして発行出来る、こういったことで連絡が入った次第でございます。

また、30年度の過疎の過疎対策の活用についての計画でございますが、ハード分としては、市町村道の整備、それから統合小学校の校舎整備工事、中学校の校舎整備工事、これらに充てる計画であります。

また、ソフト分としては、29年度と同じように、先程の4事業について過疎債を活用してまいりたい、このように考えております。

以上で終わります。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、ピロリ菌の関係につきまして、先程町長の方から答弁がありました、少し補足説明をさせていただきます。

ピロリ菌検査につきましては、議員がおっしゃるように現在、35歳節目検診と25歳の方を対象に希望者へ実施しているところでございます。ピロリ菌は、ほとんどは5歳以下の乳幼児期に家族などから感染し、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすため、感染している場合、なるべく若い時期に除菌治療することで、胃がんなどの病気を予防する効果があると考えられていることから、また東庄町は胃がんによる死亡者が多く、町の健康問題でもあったため、平成25年に中学生を対象としたピロリ菌検査について、東庄病院と協議をいたしました。しかし、除菌薬には下痢や味覚異常などの副作用が報告されており、また薬事法で定められている除菌治療の効能効果欄に、通常、成人にと記載されており、未成年者に対する除菌治療は明記されていないこと、小児等に対する安全性が確立されていないことなど、陽性者への対応がとれないため、中学生を対象としたピロリ菌検査については実施しないこととなりました。

しかし、なるべく若い時期に除菌治療することが望ましいことから、平成26年度から35歳節目検診の対象者に、また平成28年度からは25歳の方を対象に希望者へピロリ菌検査を実施しているところでございます。

また、小学校統合後の空いた学校を健康増進施設として利用するお考えについては、ご意見として参考にさせていただきます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

過疎対策債の件ですけれども、先程町長の答弁の中で、学校の給食費の無料化、まだ公言は出来ないのかもしれませんが、そこが一番大きな目玉なのかなということ認識させていただきました。

ピロリ菌検査の件ですけれども、町としても病院と連携を取って、事前にそういう、平成25年ですか、そういう検討も行ってくれたということで、取り組む姿勢はあると思いますので、私も素人でよくわかりません。実際、水戸市でやっている記事が出ましたもので、うちの町でもどうかなという思いで質問させていただきました。25歳という検診の時期でございますが、もし出来れば二十歳、記念する二

十歳の年に検診するのもいいのかなという思いがしております。

日本人の二人に一人はがんにかかるという時代ですので、予防医療としてがん検診、まだ検診率も、本当に今回の事業でも、そんなに大きく広がってはおりません。やっぱり、うちの町は登録制ですので、なかなか取りづらいという点があるのかなと個人的には思っております。一人でも多くの方が検診を受けていただいて、がんにかからない、がんを早目に発見して治療出来るような体制づくりを望みたいと思います。

過疎対策債も3月の予算の中で、どういう形で出るか楽しみにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

7番、大網でございます。では、早速、質問に入らせていただきます。

質問事項1、小学校統廃合の進捗状況についてお聞きいたします。

1、東庄町立小学校統合全体会議の進捗状況をお聞きいたします。

設置条項の条文では、第1条、東庄町教育委員会は、東庄町立神代・笹川・橘・石出・東城小学校の学校統合にあたり、必要な事項について検討及び調整し、東庄町立東庄小学校への円滑な移行を推進する目的として、東庄町立小学校統合全体会議を設置する。

第2条、統合全体会議は、次に掲げる事項について意見を交換し、その結果を教育委員会に報告する。

- 1、東庄町立東庄小学校の校歌、校旗、校章等に関する事。
- 2、東庄町立東庄小学校の学校運営及び教育計画に関する事。
- 3、東庄町立東庄小学校の通学路に関する事。
- 4、東庄町立東庄小学校の教育振興会・PTA組織の運営に関する事。
- 5、統合前後における児童への配慮に関する事。
- 6、その他統合に関する必要な事項に関する事。

以上のとおり、東庄町立小学校統合全体会議設置要綱の第1条、第2条でござい

ますが、以上の進捗状況をお伺いいたします。

2、廃校の活用方法の進捗状況をお聞きいたします。

平成28年9月議会において、廃校の活用方法についてお聞きいたしました。当時の総務課長は、「いろいろな業務、それから委託等の作業を行ってまいります。その過程でアンケート等を行う形になり、住民を初め、町の考え方も含めて検討しながら、統合の後、出来るだけ空白のない期間がないように対応をしてまいります」との回答でございました。そこで現在の進捗状況をお聞きいたします。

続きまして質問事項2、地域医療の課題について伺います。

1、地域医療の連携についてお伺いいたします。

地域医療連携は、地域医療機関が自らの施設の機能や規模、特色、地域医療の状況に応じて医療の機能分担や専門化を進め、各医療機関が相互に円滑な連携を図り、それぞれの医療機関の有する機能を有効かつ迅速に活用することにより、より一層受診者の皆様がそれぞれの地域で継続性のある適切な医療が受けることが出来るようにする。

それでは、町ではどのような連携を目指しているのかお聞きいたします。

続きまして、糖尿病予防についてお伺いいたします。

糖尿病は、三大疾病の危険因子だけではなく、不健全な生活の積み重ねによる成人病の発生原因の糖尿病から始まると私は考えています。

そこで、あえて糖尿病の予防についてお伺いいたします。

東庄町だけではなく、全国に1,000万人の疾病患者、予備軍患者がおりますが、今日の世界で最も急速に拡大している病気の一つでございます。現在あらゆる人種、所得レベル、年齢層の4億2,200万人が罹患し、中には児童も含まれているそうです。町では糖尿病の蔓延との戦いに力を尽くし、生活を改善し、家族を力づけ、町に活力を取り戻すため、どのような対策を取っているのかお聞きいたします。

3番目、介護職員の不足についてお伺いいたします。

厚生労働省が発表した需給推計によると、2025年度には介護職員が約215万人、必要な介護職員は253万人、およそ38万人の介護職員が不足する見込みです。更に2025年といえは、今の団塊の世代が75歳以上になる年、要介護者も確実に増加すると推測されております。そこで、厚生労働省では三つの柱で出来

た対策を打ち出しました。離職をした介護人材の呼び戻し、新規参入の促進、離職予防、定着促進です。そこで、町では三つの柱に対してどのように考えているのかお伺いいたします。

質問事項3、観光事業についてお伺いいたします。

1、コジュリンマラソンの観光化についてお伺いいたします。

全国各地で市民マラソンを開催し、活発に活動しております。全国各地からランナーを呼び込み、地域活性化につながる観光型のマラソン大会をしておりますが、私はそのような観光型のマラソン大会を希望しております。

町のホームページに、コジュリンマラソンの記載があり、元サッカー日本代表の名良橋晃さんがゲストとして12月10日に来町されました。そこでお聞きします。

コジュリンマラソンを観光化し、市民マラソンとし、東庄町の特色ある大会にして、特産物の無料配布や観光地めぐりなどを行う、おもてなしのマラソン大会を企画検討し、競技のマラソン大会だけではなく、自ら楽しめ、それから気軽に参加し、そして健康促進のためのマラソン大会を実施したらいかがかと私は思います。

銚子のさんまマラソンや香取小江戸マラソン大会に負けない大会にしてもらい、各地から皆様をお迎え出来るような大会にしたらいかがですか、お聞きします。

2番目、黒部川沿い町道1012号線についてお伺いします。

東庄町のホームページに黒部川の散策として、自然と触れ合う水辺空間として黒部川護岸に散歩道の整備、オオムラサキや桜の植樹、「ふるさとの川づくり」が進められております。小鳥のさえずりを聞きながら、水郷の風景を満喫してくださいとホームページでは記載されております。この道は陽が落ちてくると街路灯もなく、安全面で不安になります。特に東屋では夜になると灯りもなく、不審者がたむろするという噂が聞こえてきました。そこでお聞きいたします。観光の道として、夜でも安心して散歩の出来る道、風景が壊れない街路灯を整備するべきではないかと私は思っておりますが、ご見解をお聞きいたします。

以上で質問事項を終わらせていただきます。次回は自席にてお伺いします。よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項 1、小学校統廃合の進捗状況について、質問要旨 1、東庄町立小学校統合全体会議についてご説明させていただきます。

平成 32 年 4 月の東庄小学校開校を目指しまして、本年 6 月 16 日に東庄町立小学校統合全体会議を開催し、統合に向けてスタートしました。全体会議は、総務部会、学校施設備品部会、通学安全部会、児童交流支援部会、地域部会の 5 部会の他に校長会、教頭会を加えた 7 部会において、統合に関わる調整課題について具体的な調整協議を行っております。

今年度は、各部会においてそれぞれ開催していますが、現在は各部会の問題点を集約しているところが主な作業となっております。例えば、学校施設備品部会においては、現在ある学校図書管理、備品管理がどの学校も紙ベースであり、今後、統合に向けてデジタル化し、どこ学校がどのような本や備品をどれくらい持っているかを把握しなければならないこと。通学安全部会では、スクールバスを運行させるにあたり、どのルートが安全でかつスムーズな運行が図れるのかなどを協議し、進めている状況で、今のところ決定して皆様にお示し出来る内容とはなっていないのが実情です。

今後、第 2 回小学校統合全体会議を開催し、現在の途中経過について皆様にお示しすると共に、広く町民にも情報提供を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、質問要旨の 2 番目であります、廃校の活用方法の進捗状況についてお答えをいたします。

平成 28 年度におきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した事業として、活用計画にかかる支援業務を業者委託して実施をいたしました。これは廃校となる 4 校の現状分析や現地調査、住民アンケートなどでございます。

これらの結果につきましては、本年度に作成いたしました学校跡地利活用基本方針の資料編として活用しております。その他、東庄町立小学校跡地利活用検討委員会を設置し、会議や先進事例の視察を行っております。検討委員は農林業、商工、観光、教育、福祉関係者や区長さんなど 15 名で、平成 28 年度においては第 1 回

検討会議、足利市や桐生市など、3ヶ所の視察を行っております。

平成29年度に入りまして、町長、副町長、教育長及び課長職を構成員といたしました学校跡地利活用庁内検討会議とその内部組織として庁内検討会議ワーキンググループを設置いたしました。庁内検討会議では、学校跡地利活用基本方針や学校跡地利活用計画を策定することを目的としております。

また、ワーキンググループでは、必要事項の検討調整を図り、施策の取りまとめを目的としております。

学校跡地利活用基本方針は、今後の学校跡地利活用の指針として基本的な考え方や手続きの流れを定めるもので、11月に開催した第2回検討委員会や庁内検討会議で説明をし、平成29年12月に策定をしたところでございます。

なお、学校跡地利活用基本方針につきましては、今議会終了後の全員協議会におきまして配付及び説明を予定しておりますので、よろしく願いいたします。今後はこの学校跡地利活用基本方針に基づき、庁内検討会議、検討委員会が地域住民と連携し、また町議会に報告、情報共有を図りながら跡地の利活用を進めてまいりたいと思っておりますので、ご指導、ご協力をよろしく願いいたします。

以上で私からは終わります。

議長（城之内一男君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、2番目の質問事項であります地域医療の課題について、1点目の質問の地域医療の連携につきましては、病院の関係でありますので、お答えをいたします。

地域医療連携の目指すべきところは、大綱議員のおっしゃるとおり自らの施設機能や規模、特色により地域医療の状況に応じ、機能分担や専門化を進めることにより、各医療機関が相互に連携を密にし、受診者の皆様に継続して適切な医療を提供することと考えております。

まず、東庄病院の診療状況として、常勤医師4名による内科診療と旭中央病院の非常勤医師による整形外科、循環器内科の外来診療、救急告示病院として24時間体制での救急患者の受け入れを行っております。

入院病棟につきましては、一般病棟が32床、内科系の患者と急性期を過ぎた回

復期の患者を中心に受け入れ、また療養病棟は48床、医療の必要性の高い介護入所者を中心に受け入れを行っております。

今回の質問であります地域医療の連携を進めていく上では、各医療機関が果たす役割を明確にし、連携することが重要であります。当院の役割としては、内科診療を中心とした初期診療と慢性疾患の治療を担い、手術や高度医療を必要とされる場合には基幹病院である旭中央病院を初め、近隣の病院等を紹介し、また逆に急性期を過ぎた回復期の患者を受け入れ、リハビリ等を提供し、在宅に復帰出来るよう支援していく病院と認識し、これらの医療機能の充実、体制の整備が重要と考え、進めているところでございます。

当院の医療連携としましては、基幹病院である旭中央病院からは外来診療医師の派遣を受け、当院の医師は旭中央病院で研修を受けることにより、医療技術の向上に努めております。また、電子カルテにより、両病院でデータを共有することにより、治療方針の相互理解に役立てております。また、町内開業医との医療連携としましては、町内開業医から紹介された患者について、内視鏡検査、CT検査などの精査や入院治療を行っております。当院からは画像データ検査結果など、診療情報を提供し、退院後の治療をお願いしております。また、東庄町病診連携研修会で一緒に学んでおります。小児科につきましては、町健康福祉課が実施しております乳幼児健診に小見川総合病院小児科医師の派遣を受け、連携を図っているところであります。

今後につきましても、当院の受け持つ役割を担い、近隣地域の医療機関と連携を図りながら町民の皆様には適正な医療、必要な医療を継続して提供出来るよう、取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の2番目、地域医療の課題について、質問要旨の2番目、糖尿病予防についてお答えをいたします。

現在、町で行っている取り組みですが、平成26年度から糖尿病予防教室を開催しており、対象者については特定健診で糖の数値の高かった方へ個別通知により、

また広報等で町民の方へPRしております。

また、平成27年度より64歳までの町民の方を対象に広報で募集し、体操教室を行っております。

更に先程の山崎議員の答弁でも申し上げましたが、中学2年生を対象に平成21年度より保健師、管理栄養士、運動指導士による生活習慣病に関する学習会を実施しております。

千葉県では、本年度、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会を設置し、糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクがある糖尿病未治療者、検診未受診者、治療中断者、糖尿病による通院中で重症化のリスクの高い人に対して継続受診を勧奨すると併せて適切な保健指導を行うことにより、人工透析への移行を防止することで住民や被保険者の健康増進と医療費の適正化を図ることを目的として、千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定することとなっております。

続いて、質問要旨の3番目、介護職員の不足についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、国は平成27年度、2025年に向けた介護人材にかかる需要推計を公表し、介護人材の需要見込みを約253万人、供給見込みを215万人とし、約38万人の介護人材が不足するとしており、介護人材確保のため三つの柱で出来た対策を打ち出しました。これらはいずれも実施主体が都道府県となっております。介護職員については、介護保険制度を創設時の約55万人から平成27年度には約183万人と、この15年間で約3.3倍に増加しております。介護人材の確保にあたっては、国はニッポン一億総活躍プランを踏まえ、介護の環境整備として介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成等を柱に2020年代初頭までに約25万人の介護人材の確保に総合的に取り組んでいくこととしており、介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充や一旦仕事を離れた介護人材への再就職準備基金の貸付事業の拡充、職場環境の改善等に取り組んでおります。

以上のことから、町としましては、町としてどのようなことが出来るかどうかを含め、国の動向等に注視していきたいと思っております。

私からは以上です。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、質問事項3、観光事業についてのうち、要旨1番目のコジュリンマラソンの観光化についてお答えさせていただきます。

まず初めに、コジュリンマラソン大会がどのように行われているか、その概要について説明をします。

コジュリンマラソンとして実施するようになりしたのは、平成15年度からで、今年度で15回目の開催となります。競技種目につきましては、小学生低学年のコースが1キロメートル、小学生高学年の男女それぞれのコースが2キロメートル、中学生男女それぞれのコースが3キロメートル、一般女子が3キロメートル、一般男子が5キロメートル、それとファミリー部門として、小学3年生以下の親子で参加するコースが1キロメートルとなっております。

コースにつきましては、現在、東庄町スポーツ広場をスタートし、桁沼耕地内の道路を走ります。

参加者につきましては、昨年度は299名、今年度は一昨日、12月10日に開催されましたけれども、352名の参加がありました。参加者の内訳を本年度の実績で見ますと、小学生が174名で全体の49%、中学生が54名で15%、一般が40名で11%、ファミリー部門が親子合わせて84名で24%となっております。

本大会は、桁沼耕地の自然の中で走る楽しさを参加者に体験してもらい、そのことでいつでもどこでも手軽に行える、走ることを日常化させ、結果として、子供から大人まで健康増進、体力作りにつなげていくことを目的としております。

また、親子で参加するファミリー部門では、親子の絆を更に深めることにもつながります。

以上、申し上げましたように、本大会はスポーツを通しての生涯学習事業という位置付けで行っております。

これまで事務局としましても参加者に喜んでもらい、大会の内容をより充実させるため、コースの見直しを随時行ってまいりました。また、当日は東庄町の特産の一つでもある豚肉を使った豚汁の無料配布を行ったり、コジュリンくんの着ぐるみボランティアが大会をにぎわせております。

また、今年度は目玉として、元ワールドカップサッカーの日本代表選手であった名良橋晃さんをゲストランナーとしてお招きし、参加者と一緒に走り、ハイタッチ

して頂きました。

豚汁の無料配布やコジュリンくんの参加、また、ゲストラナーを招く企画などは観光的な側面も持ち合わせているかと思えます。

大網議員がご質問のコジュリンマラソンの今後の観光化ということにつきましては、観光事業を所管するまちづくり課と観光協会とも連携し、検討していく必要がございますが、今後の参加者の推移や大会の盛り上がり等を考慮し、今年度から立ち上げましたコジュリンマラソン大会実行委員会において協議してまいりたいと思えます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、質問事項3、観光事業について、2、黒部川沿い町道1012号線についての観光の道として、夜でも安心して散歩が出来、風景も壊れない街路灯を設置すべきとの質問につきまして、お答えをさせていただきます。

ご質問がありました黒部川沿いの町道1012号線は、笹川新橋があります県道から桁沼新橋を渡り、菰敷橋までの区間の町道であります。町道に隣接する遊歩道は、黒部川の河川管理用道路で香取土木事務所の管轄であります。この遊歩道は景観もよく、散歩やウォーキングロードとして地元の方に利用されております。しかし、近年、震災の影響もあり、町道に水たまりが発生して、車の通行だけでなく、散歩やウォーキングにも支障があるとの話が寄せられております。

町では、昨年度から土木事務所と協議の上、水たまりを解消し、計画堤防高が維持出来るように町道をかさ上げする修繕工事を実施しております。また、来年度以降につきましても、土木事務所と協議をしまして、修繕工事を進めていく考えであります。遊歩道につきましても、菰敷橋の辺りはいまだに一部未舗装の区間があり、整備が完了しておりません。今後とも土木事務所へ未舗装区間の遊歩道の整備を要望していきます。

街路灯の設置についてでございますが、町道の水たまり解消と、かさ上げ修繕工事及び遊歩道の舗装整備を優先させていただき、これらの工事が完了後に改めて遊歩道の利用状況等を踏まえて検討させていただきたいと存じますので、よろしくお

願います。

議長（城之内一男君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

それでは、最初の小学校統廃合の進捗状況についての要望という形でお願います。

まず、なかなか会合が開けないということで、まだ2年ではなく、もう2年しかないということを考えてもらって、なるべく多く会合を開いてもらって、なるべく早く決めてもらいたいと思います。

特に校歌、校章、校旗などは、我々第1回東庄中学校卒業生ですが、校歌がありませんでした。そういうような、入学式に校歌がないことだけは避けてもらいたいと考えております。

その決め方としては、私は今の小学生からアンケートを、どれの校章がいいか、どれの校歌がいいかというアンケートを取ってもいいのかなど。今のオリンピックのマスコットの投票みたいなああいう形で、小学生の意見も聞いたらいかがでしょうか、是非考えてください。

それから、児童の交流なんですけれども、やはり初めて顔を合わせると、どうしてもすぐ仲良くなれないと私は思います。従って、その前に旅行や運動会なんかを全部合わせて一緒にやって、顔なじみになって活動出来たらいいのかなど私は思いますので、旅行や運動会はもう統合して大運動会という形でやったらいかがかと思っておりますので、これも要望といたします。

それから、廃校の活用方法。これはどうしても委員の人は、こんなことを言ったらあれなんですけれども、どうしても地域の代表とか、ある程度の年を取った人が多いと思います。ではなくて、そのうちそれを利用する人は、ほとんど若い人が使いますので、若い人の意見をなるべく多く吸収、吸い上げられるような会議にしてもらいたいと思います。これも要望でお願いします。

続きまして、地域医療の課題として、医療の連携でございますが、やはり東庄町の大きな病院というと東庄病院、これがやはり中核となり、各診療所や民間の病院と連携を強くしてもらって、どこでも安心して治療が受けられるという形を是非取ってもらいたいと思います。東庄病院が無理だったら旭、もしくは違う病院で治療

を受けられるという形をお願いいたします。

それと糖尿病、これは私もちょっと危ないところなんですが、糖尿病はどうしても年を取ってからなる病気になってしまいます。若いうちから糖尿病の予防を考えた方がいいのかと。先程課長さんから、中学生に予防を教えているということなので、せめて成人式に薬物乱用と別に糖尿病予防のチラシも別に配ったらどうかと思います。これも要望でございます。

それで、介護職員の不足について。これはどうしても事実、そうなるのは確かだと思います。それに従って県や国の対策が出ましたら、町としてすぐ対応出来るような形を取ってもらいたいと思います。

よく考えてみると、介護職員が絶対に足りない。それを逆に考えれば、要介護人を減らせばいいんです。そうすると、要介護人予防を促進していけば、我が町では介護職員の不足ということがなくなるのではないかと私は考えておりますので、このところもご検討の方、お願いいたします。

最後に、観光事業についてお伺いします。

コジュリンマラソンの観光化、これ、この間、実際見に行きました。300人というすごい大勢おりました。私の感じていたのは、もっと少ないかなと思っていたんですけども、300人おまして、特に親子レースですか、これはものすごい感動いたしました。手をつなぎながらゴールするというのは、これは素晴らしいことだなと私は考えて、かえって感動して、来年は私など参加したいと思うぐらいでした。そのためには、やはり気軽に参加出来る方法、記録だけでなく、簡単に参加出来る方法も是非考えてもらいたいと思います。

それで、その素晴らしさをやはり情報発信するのがまちづくり課と観光の方の役目だと思いますので、素晴らしいコジュリンマラソンを町内外にどんどん発信してもらいたいと思いますので、是非まちづくり課と観光協会の方、よろしくお願いいたします。

最後に、町道1012号線ですか、これはホームページに載っているように、なかなか風景が良いところでございます。そして夕方はすごい鳥が飛んできて、湖面といいますか、川面、そこで泳いでいる渡り鳥がおります。そういう風景がものすごい感動的でございます。ただ、夕暮れなど、実際、あっという間に暗くなってしまいます。そうすると、やはり防犯としては灯りがあった方がいいのかなと私は考

えております。

それと特に東屋ですか、あそこ電気がついていないんですよね。昨日見に行ったら、やはりあそこは電気をつけた方がいいのかなと思っております。そこら辺は県との協議でどうするかよく相談してもらいたいところでございます。私としては、もう東屋のところは木をなるべく刈ってもらって、電気をつけて、不審者がたむろしないような場所にしてもらいたいと考えております。

以上、全部要望でございます。是非検討いただきたいと思います。これで質問を終わります。

議長（城之内一男君）

要望ということですので、答弁はよろしいですか。

7番（大網正敏君）

はい。

議長（城之内一男君）

次に、3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

3番、佐久間です。

質問事項、小学校統廃合について、要旨1、町民への周知についてです。

まず最初に、町民へ向けた小学校統合にかかる事業の周知の取り組み方についてお聞きします。

平成32年度4月に開校する東庄小学校に向け、今年度も各種事業を行っており、また今後、計画していると思われませんが、町民の中には現在、町においてどのような事業がどのように進められているのか、全くわからないような状態であります。

町はもっと詳細に地域住民に説明する責任があるのではないのでしょうか。その点について、見解をお伺いします。

次に、要旨2番、各種教育機関の将来構想についてお聞きいたします。

今回の統合小学校の建設にあたり、当初説明された大規模改修は行わないので、増設した校舎と既存の校舎を活用して、平成32年度の開校を目指すと同いしましたが、既存の校舎は大規模改修は行わずに、統合小学校として活用し、維持していただけるのでしょうか。見解をお伺いします。

また、今後、校舎にエアコンを設置するとの説明があったかと思われませんが、ど

のようなエアコンを、いつ頃整備するのか、具体的に説明をお願いいたします。

次に、スクールバスの活用方法をお聞きします。

統合小学校に向けて平成31年度にはスクールバスを導入すると伺っておりますが、小学校だけの利用となるのでしょうか。通学の空き時間を利用し、中学生等も活用出来るような活用方法も検討すべきではないでしょうか。

次に、6月議会で笹川小学校のプールは老朽化が激しいため、改修や新設等は考えておらず、統合後は既存の石出小学校や橘小学校の廃校のプールをスクールバスを活用して利用するとの話を伺いました。小学校はプールの授業が必要だと聞いています。他の学校のプールへ移動することになると時間もかかり、非常に効率が悪くなるのではないのでしょうか。その辺の見解をお伺いいたします。

最後に、将来的には東庄中学校の位置に小中一貫校、または連携校、共に学校を集約していく方向だと伺っておりますが、将来に向かって各小中学校の教育施設の整備構想を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行います。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、小学校統廃合についてご説明させていただきます。

まず、質問要旨1、統合小学校にかかる事業の町民への周知ですが、現在の統合小学校に向けての事業について、議会や議会全員協議会においてはご説明してまいりました。町民の方々に対しましては、これまで広報やホームページ上で決定事項を掲載してお知らせしてまいりました。平成29年度進行中の小学校の校舎増築や給食センターの建設に向けた事業についても広報4月号において事業実施についてお知らせしている状況です。

ただ、今後の具体的な計画については議会にお示ししたのみで、町民の方々には周知しておりませんでした。今後は、東庄小学校統合全体会議の内容と併せ、現時点での計画をホームページや広報等で特集を組み、広く周知してまいりたいと思います。

次に、質問要旨2番目の各種教育機関の将来構想の中で、1点目の「既存の校舎は、大規模改修等を行わずに統合小学校として維持出来るのか」というご質問です

が、統合小学校となる現笹川小学校について、建築年は昭和42年築と昭和53年築であり、古いものですが、平成10年度に北校舎、南校舎とも大規模改修を行っております。しかしながら、統合に向けては、現在、空き教室となっている教室や廊下の床の張り替えやサッシ周りからの雨漏り等は改修していかなければならないと考えています。

次に、2点目の「どのようなエアコンをいつ頃整備していくのか」という点ですが、空調設備について、現在の計画においては平成30年度に笹川小学校北校舎、平成31年度に南校舎の空調設備の整備を計画しております。

今現在では、機種を選定までには至っておりませんが、壁かけ型のエアコンの設置を検討しております。

金額の算定としまして、エアコン本体自体については一教室あたり70万円弱ですが、全教室への整備となりますので、高圧受電設備の電気設備工事等が必要になります。その総額から計算しますと、一教室あたり約200万円の算定となります。

ちなみに千葉県下の公立学校において空調設備を導入しました調査がありまして、その結果では、一教室あたり平均約270万円という結果が出ております。

次に、3点目のご質問の「スクールバスの活用方法」ですが、スクールバスについては、統合前年度の平成31年度に補助金を活用し、4台購入する計画であります。

スクールバスは小学校生徒の通学や校外学習の他、中学校においてもプール等がなくなるため、プール学習を行うための移動手段や、その他中学校生徒の校外学習や部活動等、学校教育活動全般において活用可能でございますので、効率的に活用してまいりたいと思います。

次に、4番目のご質問の「笹川小学校のプールについて」ですが、笹川小学校のプールの件は、6月議会におきまして現プールは東庄町の小学校の中でも昭和38年度建築で最も古く、老朽化が進んでいますが、現段階では改修する計画がない旨、答弁させていただきました。

現在、笹川小学校敷地内での計画としまして、統合後において放課後児童クラブを建設することになっております。現プールの位置も有力な候補地となっておりますので、今後は放課後児童クラブの所管課である健康福祉課、設置場所の小学校と十分協議を重ね、対応を検討してまいりたいと思います。

次に、5番目のご質問の「将来に向かって小中学校教育施設の整備構想について」ですが、現在の人口等の推計では、将来的に小学校、中学校の生徒数、児童数が減少することが見込まれております。そのため、15年から20年後の近い将来は小中一貫校、または連携校等の教育形態を含めて、教育施設の集約化を検討しなければならない時期がやってくると推測出来ます。

統合小学校となる現在の笹川小学校の北校舎、南校舎、東庄中学校の本校舎については、既に大規模改修等を行っており、その後、15年から20年は対応可能です。言い換えれば、15年から20年後には全ての学校施設を見直さなければならない時期が到来するということです。現在、建設予定の増築校舎も同時期に耐用年数を迎えることとなり、現在の教育施設の投資が無駄にならないようになると考えております。

来る時期にその時代に合った教育設備を適切に整備することが現在の選択肢として財政的にも設備的にも最善の選択であると考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

今、エアコンのことも聞いたんですが、小学校だけエアコンを入れるんですか。中学校はエアコンを入れないんでしょうか。その辺と、あと町長は、先程、今年の9月に林幹雄代議士とモンゴルへ行かれたそうですが、そこで今テレビのワイドショーをにぎわせている日馬富士が出資している高校までの一貫校を視察して来たと同いしましたが、いかがでしたか。また、町長はこの町で幼稚園から小学校、中学校、10年教育を一貫教育みたいな構想をお持ちだとお伺いしておりますけれども、どこでやるのか、その辺のところも町長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

先般モンゴルに行って、こういう学校を作りたいということで、国のモンゴルの方から説明を受けたわけであります。

実は、今、問題になっておりますけれども、日馬富士は日本に来て一番感じたことは、日本の教育というのは非常に徹底をしているということでありました。それで、徹底はしているんですが、まちまちで、地域によっても、考え方によっても学校というのは、公立もあるし、私立もあるし、いろいろな枠があるわけでありまして、特に私立の場合は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、大学院まで、全て一貫して持っているというのが非常に魅力だったそうであります。

やはり子供を教育するということは、徹底して勉強させる。そしてまた、スポーツにも親しむということで、日本の教育の中で、こういう教育をするので、やはりレベルの高い学校の中で子供が育つだろうという思いをしたそうであります。実はああいう事件を起こして、今、大変な境地に立っているわけでありまして、本人としては弁護士の資格も持っているし、いろいろな才能がある方であります。そういうことを考えれば、やはり子供たちにもそういうような場面を作ってあげたいというのが最大の考え方だそうであります。ですから、校舎にしても園舎にしても、今モンゴルでいろいろな、民主化されてわずか27年しか経っていない国であります。将来に向けて、出来る限りの英才教育というか、子供たちを育てたいということの考え方で、今、正しく日本で一番進んでいるであろうと言われるようなものを取り入れたいということでありました。

ですから、校舎のことに関しても、同じ敷地内に全てが揃ってありました。そしてまた敷地の隣にまだまだ余剰地がありますので、いわゆる体育の場面でも、子供たちが運動場やプールに活用したりということが出来るとすれば、いろいろなスポーツ競技、オリンピックを含めてですが、ここへ参加出来る子ども達を育てたいという夢を持っているということでもありました。

それと併せて、自分が日本で、やはり相撲というものも、相撲部というものをひとつ取り入れたいということで、日本の土俵を作りたいという夢もかなえたいということでありました。

そういうことを考えれば、日本に来た人たちが日本の教育現場を見て、こういう教育をさせてあげたいというのは、我が子ではなくとも、国を思う心から国民のために子供たちを育む中で、是非ともこういう教育をして、世界に通用する子供たちを育てていこうという表れだと私は思って、非常に感心して、またそういう思いをして帰国したわけでありましてけれども、ああいう事件になって非常に残念に思って

います。

ですから、本人の才能というのは、一生懸命やるということから始まるということで、体の小さな、そしてまた体力的にも恵まれていなかった方が、練習、練習、練習によって一番に上がっていくと。そしてまた絵を描かせれば天才的な絵を描きます。そういう才能も持っている方でありますから、私はそういう意味においては、子供たちの持っている力というのは底知れないものがあるわけでありますから、やはりそういうものを生かしてあげるための条件は、大人たちの役目として、きちんとやってあげるべきだろうと思います。

お金のことももちろんかかることもあります。しかしながら、かけなければならぬ時もあるわけでありますから、そういう意味においては、やるべき時にきちんとそういうことをする。今、暑い中で子供たちがもし勉強するとすれば、私どもどんどん取り入れたりすれば、子供たちに一日も早くそういうような環境を作ってあげたい。エアコンのことにしても、私も全くそのとおりだと思います。ですから、小学校、中学校問わずして、やはりやるべき時にはやってあげるべきだろうと。そして、子供たちがそれによってどこへ行っても自分の育んで、小学校、中学校時代は、非常に町の人たちがそういう面倒を見てくれたと、お世話になったという気持ちで、大人になって感謝の気持ちに変わってくれば、私たちが今を生きることによって、思い切って子供たちをそういういい形にしてあげたいというのは、やはり大人の役目だと、努めだというふうに思っています。

これは私の持論でありますけれども、そういうことで、今後、町の子供たちのためにいろいろな面で出来ること、他の学校より遅れていることがあるとすれば、最大限の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

先程の質問の中で、東庄中学校のエアコンという形の中で、まず統合小学校が32年4月に開校するという中で、30年度、31年度で統合小学校となる笹川小学校の校舎について、エアコンの設置を検討しております。

その後、32年度には東庄中学校の校舎のエアコンということで現在計画してい

るところでございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

笹川小学校のプールの廃止というような考え方というふうに聞いたような気が。中学校のプールも給食センターを作っなくなりそうですね、それで小学校、中学校のみならず、全町民が使えるような屋根付きのプールを建設してはどうですか、そういう考え方はおありでしょうか。ないなら要望して、私の質問を終わらせていただきます。一応、答えられる範囲でいいですが、教えてください。よろしく願います。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

これも教育委員会とまだ話したりしておりませんが、私の考え方とすれば、ちゃんと水泳を教えるインストラクター、学校の先生じゃなくて、そういう先生がいて、それがプールそのものが、ただ学校のプールではなくて、町民プールという形で、一年いっぱい使える。そして高齢者も使える。それは今、膝が痛い、腰が痛いということで、浮力を使って歩く練習をしたり、そういうようなこともやっている地域もあります。是非ともそういう形で、健康増進と水泳と、競技の出来るようなものを作りたいなど、そういうことです。それこそ今言った、屋根が付いた年間で利用出来る、そういうものを理想として目指したいと考えております。

以上であります。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

以上で佐久間義房君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

（午前 11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。三つほど質問したいと思います。

まず、学校給食について。

学校給食で一番大切なことは、安心、安全でおいしい給食を提供することだと思います。2020年のオリンピック・パラリンピックで、オリンピック委員会は食の安全を第一に考えて、今までの一般的な栽培法による大量の化成肥料と農薬を使用する農畜産物はアスリート達には提供しないと発表しました。私達がふだん、安心、安全だと思って食べていたものは、100%安心、安全ではないということだと思います。次代を担う子供達には、真に安心、安全な給食を提供しなければなりません。おいしい給食は安全で新鮮な素材から作り出されるのではないのでしょうか。教育委員会の見解を求めます。

地産地消ということで、町内の食材も使用しているようですが、県知事の認証するエコ農産物を取り入れる考えはありませんか。お伺いいたします。

給食費のコスト削減ということで、冷凍・加工食品等が多く使用されていると思いますが、おいしさと安全という観点からいうと、違うのではないのでしょうか。手間暇はかかりますが、手作りでおふくろの味が出来たら良いのにはと思います。有名な料理人の人が言っていました。おいしい料理は新鮮な素材が80%だと言っていたことを思い出します。安心、安全でおいしい給食について、教育委員会はどのように考えますか。見解を求めます。

要旨の2、英語教育について。

世界の公用語として英語が当たり前になっており、各国とも英語教育に熱心に取り組んでいます。我が国でも小学校における英語教育が正規の授業になると聞いております。小学校においては、英語の教員免許を持った方はいないのではないかと考えられます。先生方の英語教育に対する理解と指導力を高めるため、積極的に各種の研修等に参加していただいて、英語の授業がスムーズに出来ればと思います。

また、実のある英語教育のため、授業を手助けする講師の先生を招聘していただきたいと思いますが、教育委員会の見解を求めます。

要旨3、小学校の改築、リフォームについて。

新しい小学校の開校に向けて、笹川小学校の改築、リフォームは着々と進んでいることと思います。開校に向けて改築やリフォームの必要なことは認めますが、必要最小限度にとどめていただきたいと思います。教育現場においては、ハードよりソフトです。立派な建物より教員の指導力を高めるための研修や教材等に予算は多く使われるべきと考えます。教育委員会の見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、「教育諸課題について」、質問要旨1の「学校給食について」のご説明をさせていただきます。

学校給食は、子供達が食べる給食ですので、安全で新鮮な食材を使用しなければなりません。生鮮食品については、基本的に地元の八百屋や肉屋から購入しております。今年度は、今まで冷凍食品だった里芋やゴボウ、レンコンを地元の八百屋から購入しております。泥のついた野菜を使うことでおいしさが違って来るだろうと考え、手間はかかりますが、出来るだけ新鮮な野菜を使用するように心がけております。

魚に関しては、通常、店舗で扱うよりは数量がかなり多いことと、衛生管理上、取り扱いしやすいということで冷凍の切り身を学校給食専門の卸売業者から購入しております。学校給食用の食材は、添加物等の使用の少ないものになっているので、そちらを活用している状況です。

しかし、現在は弁当箱方式のために、搬送にあたっては冷ます作業をしなければなりません。この時間を見越して調理をすると野菜を洗ったり、調理したりすることに手をかけることがなかなか出来ないことが現状でございます。

エコ農産物についての認識はありましたが、現段階では特にこだわって使用はしておりません。今後は流通方法の確認や価格の比較、また調理作業等を考慮した上で取り入れについて検討してまいりたいと思います。

地産地消ということでは、豚肉や米は100%東庄産を利用しています。また、キャベツと長ネギを地元農家から直接購入するようにしております。学校給食は食

育という観点からも様々な食材を取り入れ、限られた予算の中でもおいしい給食の提供をと心がけています。今後、平成32年度には小学校の統合に併せ、新学校給食センターが稼働されることにより、中学校1校と小学校1校への給食の搬送となることから、搬送時間が短縮出来ると考えられます。そのため、短縮された時間でこれまでよりもおいしい給食を子供たちに提供出来るように対応してまいりたいと考えております。

次に、質問要旨2番目の「英語教育について」ですが、現在、小学校では外国語活動の取り組みとしまして、5、6年生においては、各クラス年間35時間、1年生から4年生までは生活科や総合の時間を利用して各学校、年間24時間を外国語活動として取り組んでおります。平成32年度には5、6年生を対象としまして外国語科が教科として年間70時間実施することとなっています。そのための移行措置として、平成30年度には3、4年生で15時間、5、6年生で50時間の外国語活動の実施を予定しています。現在は1年生から4年生まで、外国人指導助手、ALTを、5、6年生においては日本人外国語指導助手を派遣して授業のサポートを行っているところです。小学校の教師は英語等外国語の教員免許を持っていないため、今後は教職員の外国語に対する理解と指導力が重要な鍵となってくると考えます。

そのため、県においても現在、教職員に対しては外国語の指導力アップに努めている状況で、研修等の強化を図っているところです。

町としましても、授業日数の増に併せまして、今後とも外国人指導助手や日本人外国語指導助手の派遣を計画していき、より実のある外国語教育に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、質問要旨3の「小学校の改築について」ですが、統合後の小学校に対する改築やリフォームは、先程の佐久間議員の質問で答えたとおり、雨漏りや床の張り替え等、統合小学校開校にかかる必要な改修、修繕、エアコンの設置等の整備は行って行かなければなりません。同時に、教育の情報化、授業の効率化を図るため、無線LANの整備や教材等も充実して行きたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8 番（高木武男君）

それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

学校給食について。人類が地球上に誕生してから長い間、自然界にある動植物をとって食べる生活をしてきましたが、集落が出来、人口も増えてくると人の行動範囲だけでは食糧が不足がちとなり、家畜を飼い、種をまいて植物を育てることを発見しました。更に人口が増えると、集落と集落、地域と地域の食糧の物々交換から貨幣経済と進んできました。産業革命以前は、化成肥料や農薬の使われない、人にとっては安全な食べ物でした。

我が国においては、終戦後の食糧難から脱出するため、大量の化成肥料や農薬が使われました。今、飽食の時代にあっては、次代を担う子供たちに提供する給食はよくよく吟味する必要があると思います。冷凍・加工食品においては、様々な添加物が混入されております。国の基準では安全だと言っておりますが、安心が確保されたわけではありません。2020年のオリンピック・パラリンピックを機に、食の安心・安全についても考えてもいいのではないのでしょうか。教育委員会の見解を求めます。

給食センターの建設の計画をされていますが、これを機に子供たちにしっかりした食育を行っていただきたいと思います。食育についてどのように考えますか、お伺いいたします。

次に、英語の教育について。私も中学、高校と英語の授業を受けてきましたが、英語での会話は全く出来ません。その頃の授業は、教科書を中心に教科書を読み、単語の意味や文法などを勉強していたように思います。話し方が出来ず、授業だけ先に進んでいく英語は苦手意識が高まり、好きになることは出来ませんでした。赤ん坊が5歳になる頃には意思疎通が出来るほどの話が出来ようになります。日本人が外国語を身につけるには、まさに赤ん坊が日本語を話すのと全く同じではないのでしょうか。小学校における英語の授業は楽しく学べる環境作りが必要だと思います。英語が話せる先生と講師の先生の二人三脚で授業が進められたらと思います。子供たちが英語での会話が出来るようにするためには、今、何が出来るのかしっかりと考えるべきだと思います。ご所見を伺います。

以上で2 回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、学校給食についての中で、安心・安全という内容について、まず1点、ご回答させていただきます。

先程も申しましたとおり、学校給食センターでは、出来るだけ添加物の少ないものをなるべく安くという、限られた予算の中で実施している状況です。今後、新しい給食センターになれば、それを手をかけて洗ったり、切ったりという形のものが取り入れられると思います。その後、より一層おいしい給食を目指して努力したいと考えております。

食育につきましては、今度の新しい学校給食センターでは、食育ルームというものを設けさせていただきました。それによりまして、クラスごとにそこでみんなで会食する、その中でマナーや食の大切さ、それを勉強していただきたいと考えているところです。

英語の指導に関しましては、現在、外国語の指導助手、ALT、それと日本人の指導助手、これは主に英語の学習塾をやっている方々をお願いしまして、実のある英語ということで、しゃべれるような英語、それを補助していただいているところでございます。

現在、人間的にもかなり厳しい状況ですが、今後とも授業の増に加えまして、指導助手を増やしまして、対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

ご答弁、ありがとうございます。

まず、学校給食ですが、2020年にオリンピック・パラリンピックが開かれるわけでありまして。そこでオリンピック委員会はもうそういう一般的な農薬のかかった野菜、果物、畜産物は提供しないと言っているわけでありまして、本町においても、次の代を担う子供たちのためには、オリンピックの選手たちが食べるような食材を選んでやっていただければと思います。

それから、英語教育についてですが、講師の先生方を数多く招聘して、やってくれるということでした。子供達の中で、二人でも三人でもぺらぺら英語がしゃべれ

る、そういう成果を上げていただきたいなと思います。東庄町の英語教育はすばらしいなと言われるように、ちょっとお金はかかっても、是非これはやっていただきたいと思います。

以上、要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、同意第3号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、土屋進君の退席を求めます。

（土屋 進君 退席）

議長（城之内一男君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第3号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

議会議員選出の監査委員として選出されておりました宮崎正吾監査委員が11月30日をもちまして辞任されました。これに伴い、土屋進議員を議会議員選出の監査委員として選任いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第3号、監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

ここで土屋進君は入場してください。

(土屋 進君 入場)

議長(城之内一男君)

日程第7、議案第29号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第8、議案第30号、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第29号及び第30号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、平成29年度の人事院勧告に基づき、月例給与及び期末・勤勉手当の引き上げ等を内容とする給与改定案が国会で可決、成立をしております。

千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定案が現在、県議会に提案されているところであります。

これを受けまして、本町におきましても国・県の給与改定に準じた給与改定を実施するものであります。

議案第29号につきましては、一般職員の給与及び期末・勤勉手当の改正、次に議案第30号につきましては、非常勤の特別職の期末手当の改正が主な内容となっております。

以上2議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第29号と第30号、両案の内容をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

まず、議案第29号につきましては、町長の提案理由にありましたように、一般職の職員について国・県に準じた給与及び期末・勤勉手当等の改正、改定を行うため、関係条例を改正するものであります。

初めに、本改正条例の全体構成をご説明申し上げます。

この改正条例は、2条立てになっております。4ページに記載の改正条例第1条で、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しております。

5ページから27ページは、改正対象となる職種ごとの改正後の給料表が記載されております。

なお、これらの給料表につきましては、参考資料の新旧対照表への記載を省略させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

次に、28ページから記載の改正条例第2条は、改正条例第1条と同じ条例である一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものとなっております。これは同一の条例のそれぞれの改正内容について、施行期日を異ならせる必要があるため、二つに分けたものとなっております。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。

参考資料の1ページから9ページの新旧対照表、そして別紙、1枚ペラのものでありますが、別紙の主な改正内容をご覧ください。

1点目は、官民格差を解消する給料月額引き上げ改定を行うものであります。給料表につきましては、議案書の5ページから27ページに改正後の給料表を掲載

しておりますが、行政職給料表（一）を国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて引き上げいたします。初任給を1,000円、若年層についても同程度、その他は400円を基本に引き上げ改定いたします。平均改定率は0.2%であります。その他の給料表も行政職給料表（一）との均衡を考慮して引き上げ改定をいたします。

これを平成29年4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。

2点目は、初任給調整手当について、医師に対する支給月額を千葉県の金額に準じて30万8,300円とするものでございます。

3点目は、期末・勤勉手当の引き上げでありまして、民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.1月分引き上げるもので、これにより年間4.3月分が4.4月分となります。この引き上げ分は勤勉手当に上乘せし、平成29年12月の支給分から適用させるものでございます。

なお、改正案第2条では、この引き上げ分0.1月を平成30年4月以降においては6月期の勤勉手当に0.05月分、12月期の勤勉手当に0.05月を配分する内容であります。これにより、勤勉手当の支給割合は、6月期、12月期共に0.90月となります。

4点目は、給与の減額規定の失効に伴う改正であります。

行政職（一）及び医療職（二）の6級以上かつ55歳以上の管理職員に対して、給与の1.5%を減額して支給する規定が附則第21項から第24項までにおいて、平成30年3月31日までの時限措置として規定されております。

これが効力を失うことに伴い、この規定を削除すると共に、この規定を引用しております職員の育児休業等に関する条例及び東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の当該規定を併せて削除するものでございます。

続きまして、議案第30号についてご説明を申し上げます。

議案書31ページ及び参考資料10ページをお願いいたします。

特別職の期末手当の支給割合の改正でございます。現行一般職の期末・勤勉手当の年間支給割合4.3月と特別職の期末手当を同一としているところでございます。

今回、一般職の期末・勤勉手当を0.1月引き上げるため、特別職においても0.1月引き上げ、年4.4月とする内容であり、この引き上げ分0.1月は平成29年12月の期末手当支給分から適用させるものでございます。

なお、改正案第2条では、この引き上げ分0.1月を平成30年4月以降においては6月期の期末手当に0.05月、12月の期末手当に0.05月と配分する内容であります。これにより、期末手当の支給割合は6月期が2.125月、12月期が2.275月となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第29号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正をされ、非常勤職員の育児休業について特に必要と認められる場合に該当する時は子供が2歳まで育児休業が出来ることとされたことに伴い、職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本改正は、育児休業法の改正による非常勤職員の育児休業について、これまで最大で子供が1歳6ヶ月になるまで取得出来る規定となっていました。特別な事情がある場合には子供が2歳になるまで取得することが出来るという改正がされたことに伴い、その要件を条例で定めるものでございます。

参考資料の12ページ、13ページをお願いいたします。

本条例に育児休業法第2条第1項の条例で定める場合ということで、第2条の4を追加するものでございます。

内容としては、本人、またはその配偶者が、その子供が1歳6ヶ月になるまで育

児休業をしている場合で、かつ町長が別に定める場合に該当する、そのような場合を要件として規定をしております。

ここで町が別に定める場合の例としては、人事院通知に基づき保育園の入所待ちで入園出来ないような、そのような場合を想定しております。このような場合には子供が2歳になるまで育児休業を取得することが出来るということになります。

なお、現在、本町においてこれに該当する非常勤職員はおりません。

その他の改正部分は、第2条の4の規定を設けることに伴い、関係条項の整理をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第32号、財産の取得についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第32号、財産の取得についての提案理由を申し上げます。

本件は、東庄町立東庄中学校の駐輪場及び駐車場用地の取得について、取得面積が5,000平方メートルを超えることから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第32号、財産の取得についての説明を申し上げます。

給食センターの建設にあたり、東庄中学校の既存の駐輪場及び駐車場を撤去し、建設用地を確保いたします。このため、新たに駐輪場及び駐車場施設を整備するための土地を取得するものでございます。

取得予定地は東庄町青馬字坂上1759番1、5,570平方メートルで、取得価格は2,739万9,800円でございます。1平方メートルあたり4,919円となります。

取得面積が5,000平方メートルを超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、契約の相手方とは、去る11月30日に仮契約を締結し、議会の議決をいただくことによりその効力が発生することとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第32号、財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第33号、町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第33号、町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。今回、道路改良事業に整備した一路線を町道として新規に認定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(城之内一男君)

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長(林 栄壽君)

それでは、議案第33号、町道路線の認定についての内容の説明を申し上げます。

議案書の37ページをお願いします。

昨年度、道路改良事業により整備しました笹川い字大門地先の一路線延長146.86メートルを町道2235号線として認定するものでございます。

次の38ページの認定路線図をお願いいたします。

県道旭笹川線東側に隣接する大利根用水幹線路から町道2049号線までの赤色で表示した路線を町道2235号線として新規に認定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第34号、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第37号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第34号から議案第37号まで、一般会計他特別会計3件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に議案第34号、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,199万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億811万6,000円とするものでございます。この他、第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費について規定しております。

主な補正内容でございますけれども、先程、議案第29号及び30号におきまして可決をいただきました一般職、特別職の給与改定などによる増額補正を行っております。

次に、民生費関係では、保育事業委託料を増額補正する他、保育士処遇改善事業補助金を新規計上しております。

次に、農業費関係でございますけれども、土地改良区に対する補助金増額補正をいたしました。

次に、教育費関係では、統合小学校新築事業につきまして、当初予算で計上しておりました金額と実施設計の金額に差異が生じたので、増額補正をしております。また、中学校の流末排水工事費を新規で計上いたしました。

次に、災害復旧事業でございますけれども、台風21号により生じた災害に対する復旧事業費を新規計上いたしました。土木災害復旧工事といたしまして、26ヶ所、うち国庫負担事業に申請しております工事が粟野、小南、神田の3ヶ所となっております。

また、農業災害復旧工事といたしまして、7ヶ所、うち補助事業として申請しております工事が小座、粟野の2ヶ所となっております。

続いて、議案第35号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,732万9,000円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の増額でございます。

続いて、議案第36号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,139万1,000円とするものでございます。

内容については、歳出において人件費の増額補正をするものでございます。財源としましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第37号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,006万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で介護保険制度改定に伴うシステム改修委託料を増額補正、給与改定等による職員給与等の増額補正をするものでございます。

財源といたしましては、システム改修に関しましては、国庫補助金及び前年度繰越金、給与改定等に関しましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第34号から議案第37号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、各担当課長よりご説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第34号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第4号)について、内容のご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の47ページをお願いいたしま

す。

先程町長の提案理由にもございましたように、人件費関係で1款から9款までの2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費について、補正をしております。

2節・給料では、国及び県の給料改定に準じて当町の給料改定を行い、合計150万8,000円の増となりました。

3節・職員手当等においては、勤勉手当0.1月分増や時間外手当の補正を行い、3節合計では552万円の増となりました。

4節・共済費は、標準報酬月額の変更により、12万9,000円の増となりました。

その他、一般会計から特別会計への人件費繰り出し分の補正として、3款・民生費で国民健康保険特別会計繰出金が32万2,000円の増、介護保険特別会計繰出金が39万6,000円の増となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容についてご説明させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

初めに47ページ、2款・総務費、1項4目・総務管理費の財産管理費、15節・地域イントラネット基盤施設整備工事費296万円。電柱等に添架しております町所有の光ファイバーケーブルの移設工事となっております。当初予算で見積もっていた件数よりも多くの移設等が発生しましたので、増額補正をさせていただくものでございます。

次に、同項7目・交通安全対策費の15節・交通安全施設工事費31万4,000円。台風21号、22号により破損したカーブミラーの修繕にかかる増額補正となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の13節・障害福祉サービス受給者証作成システム改修委託料54万円。平成30年4月に改正される制度に対応するためシステム改修を行うものでございます。

次に、20節・障害者グループホーム等入居者家賃助成金7万5,000円。当初予算に対して増加となりました新規入居者1名分に対する増額補正となっております。

次に、4目・老人医療事務取扱費の19節・後期高齢者医療給付費負担金104

万1,000円。平成28年度の後期高齢者の医療費にかかる後期高齢者広域連合に対する負担金の精算額となります。

次に、2項2目・児童福祉費、児童措置費の13節・保育事業委託料543万1,000円。当初の想定より低年齢児の割合が増加したことで、公定価格の改定による増額補正となっております。

次に、49ページをお願いいたします。

23節・県費負担金返還金100万5,000円。平成28年度子どものための教育・保育給付費県費負担金の保育園にかかる事業の負担金の精算となります。

4目・児童福祉施設費の19節・保育士処遇改善事業補助金468万円。10月から県が開始しました千葉県保育士処遇改善事業によるもので、町内3保育園の保育士の処遇改善として、月額2万円を6ヶ月支給する新規事業となっております。

続いて、5款・農林水産業費、1項1目・農業費、農業委員会費、13節・農地台帳システム整備事業委託料25万4,000円。農家台帳システムと住民基本台帳、固定資産台帳を連携させる必要があるため、システム改修にかかる委託料となります。

次に、50ページをお願いいたします。

5目・農地費の19節では、土地改良施設維持管理適正化事業補助金、地域農業整備施設ストックマネジメント事業補助金、環境保全型農業対策事業交付金の3事業について、補正をしております。

土地改良施設維持管理適正化事業補助金50万円ですが、東総用水土地改良区が実施する東今泉地区の用水路の整備補修工事に対して、負担割合10%分を補助するものでございます。

続いて、地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金600万円ですが、これは干潟土地改良区が実施する夏目地区の水利施設の長寿命化工事について、国の補助金を受けて前倒しで行うことになりましたことから、増額補正いたしました。

続いて、環境保全型農業対策事業交付金ですが、当初、予算で見込んでいた団体数より2団体、増加しましたので、増額補正するものでございます。

次に、6目・水田農業構造改革対策推進費の19節・新規需要米等補助金85万4,000円、飼料用米生産支援事業補助金で出荷数が増加したため、増額補正をするものでございます。

次に、8目・ふれあいセンター費の18節・センター用備品購入費24万5,000円、ふれあいセンター共同料理研究室にあるオープンレンジが4台中3台、故障したことにより使用不能となったため、オープンレンジ2台を購入するものでございます。

次に51ページをお願いいたします。

9款・教育費、2項1目・小学校費、学校管理費の15節・教育施設整備工事費3,877万2,000円。統合小学校校舎新築工事につきまして、実施設計が完了いたしました。実施設計につきましては、当初予算で見込んだ金額と比較しましてオリンピック需要等による原材料の高騰などが原因で金額が想定額を上回りましたことから、差額を増額計上させていただいております。

なお、今後の予定でございますが、補正予算を可決いただいた後、入札執行の手続きを進め、1月下旬に開札、仮契約を締結し、その後、2月上旬に臨時議会を開催いただき、工事請負契約の締結について議決をいただく予定となっております。よろしくをお願いいたします。

次に、3項1目・中学校費、学校管理費、15節・教育施設維持補修工事費1,817万7,000円では、3件の工事を新規で計上しております。懸案であります中学校の流末排水工事としまして、6工区のうち流末から排水工事2路線の中学校特別教室連絡通路の屋根の修繕工事となっております。

次に、4項1目・幼稚園費、52ページに移りまして23節・国庫負担金返還金134万4,000円、県費負担金返還金67万2,000円は、民生費で補正しました平成28年度子どものための教育・保育給付費負担金の幼稚園分の精算となります。

5項2目・社会教育費、公民館費の8節と23節を合計しまして55万3,000円ですが、こちらは2月に公民館において公演が予定されております千葉交響楽団公演会の経費となり、特定財源に県補助金15万3,000円と9月定例会で補正いたしました音色の会様からの寄付金40万円を充当いたします。

次に、6項3目・保健体育費、学校給食費の15節・施設維持補修工事費218万4,000円。学校給食センターのブロワーが2台故障したことによる交換工事及び台風により破損しました廃棄物置き場の補修工事となっております。

次に、10款・災害復旧事業費ですが、町長の説明にもありましたとおり、10

月に発生しました台風21号における災害に対応するものでございます。

10款1項・土木災害復旧事業費の15節・工事費2,631万円。国庫負担を申請してあります粟野の法面崩壊、小南の土砂崩れ、神田の土砂崩れの3ヶ所及び町単独で行う法面・路肩崩壊、倒木、土砂崩れなど、23ヶ所となっております。

次に、2項・農林災害復旧費、53ページに移りまして2目・農業用施設災害復旧費の11節・消耗品費3万円、13節・設計積算委託料196万6,000円、15節・工事費1,000万円、こちらは災害復旧補助金を申請しております小南及び粟野の法面崩壊2ヶ所及び町単独で行う法面崩壊、土砂崩れなど、5ヶ所の工事費となっております。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の46ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、1項1目2節・国庫負担金、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費、国庫負担金271万5,000円。歳出補正で申し上げました民生費保育事業委託料の補助金で、事業費の2分の1が国庫補助となっております

4目1節・土木災害国庫負担金の道路災害復旧費負担金の災害復旧工事国庫負担金1,400万7,000円。災害復旧事業費の道路災害復旧事業の国庫負担金となっております。

次に、2項2目1節・国庫補助金、民生費国庫補助金、障害児者福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金27万円。これは民生費障害福祉サービス受給者証作成システム改修事業委託料の補助金となっております。

次に、15款・県支出金、1項2目2節・県負担金、民生費県負担金、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県負担金135万7,000円。国庫負担金と同様に民生費、保育事業委託料の補助金で、こちらは事業費の4分の1が補助となっております。

2項2目2節・県補助金、民生費県補助金、障害児者福祉費補助金の障害者グループホーム運営費等補助金で3万7,000円。民生費で補正しました障害者グループホーム等入居者家賃助成事業の補助金で、事業費の2分の1が補助となっております。

5節・児童福祉費補助金の保育士処遇改善事業補助金234万円。民生費で補正

しました保育士処遇改善事業の補助金で、こちらは事業費の2分の1が補助となっております。

4目5節・農林水産業費、県補助金、農地費補助金の環境保全型農業対策事業交付金5万6,000円。農業水産業費で補正しました環境保全型農業対策事業交付金の補助金となります。

7目1節・教育費、県補助金、社会教育費補助金の県民芸術劇場公演事業補助金15万3,000円、教育費で補正しました千葉交響楽団公演会の補助金でございます。

8目1節・災害復旧費補助金、農業用施設災害復旧費補助金の農地及び農業用施設災害復旧事業補助金520万円、災害復旧事業で補正しました農林災害復旧事業の補助金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する1億585万7,000円について、19款・繰越金で前年度繰越金を補正するものでございます。

続いて、39ページをお願いいたします。

第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めるものでございます。

43ページの第2表、繰越明許費に繰り越し事業を記載してございます。

9款・教育費、2項・小学校費の統合小学校校舎新築事業ですが、設計に期間を要したため、2億1,934万8,000円を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、議案第35号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

議案書の61ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費及び8款3項1目・保健指導事業費につきましては、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与改定に伴いまして、一般会計

同様に職員の給与改定を行うにあたり、人件費の増額分32万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。60ページをご覧ください。

9款2項1目・一般会計繰入金につきましては、人件費等事務費の不足額32万2,000円を補正するものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第36号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の68ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費、補正額14万1,000円は、1項1目・一般管理費で職員3名分の給与改定等による人件費について増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は14万1,000円の増額、歳出合計で2,139万1,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。

3款・繰越金14万1,000円の増額については、歳出補正で計上しました人件費の不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は14万1,000円の増額、歳入合計で2,139万1,000円となります。

以上で平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

続きまして、議案第37号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費、補正額95万4,000円は、1項1目・一般管理費で給与改定

等による人件費の増額補正、介護報酬改定等の制度改正により生じたシステム改修委託料の増額補正、3項1目・介護認定審査会費で介護認定審査会委員現任研修参加者に対する報酬の増額補正でございます。

次に、3款・地域支援事業費、補正額28万4,000円は、1項3目・一般介護予防事業費で給与改定等による人件費の増額補正、2項1目・包括的支援事業費で給与改定及び職員の扶養手当にかかる人件費の増額補正、認知症施策として医師及び医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームの立ち上げにかかる検討委員会委員に対する謝金について増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は123万8,000円の増額、歳出合計で13億6,006万9,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

74ページをお願いいたします。

3款・国庫支出金、補正額30万2,000円については、2項3目・介護保険事業費補助金で介護保険制度改定により生じたシステム改修委託料の2分の1が国庫補助をされるものでございます。

7款・繰入金・補正額39万6,000円については、1項3目・その他一般会計繰入金で、給与改定等による人件費等の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

8款・繰越金54万円の増額については、不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は123万8,000円の増額、歳入合計で13億6,006万9,000円となります。

以上で平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(城之内一男君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

5番、花香です。

51ページ、9款2項・小学校費、1目・学校管理費、15節・工事請負費、教育施設整備工事費についてお伺いさせていただきます。

まず1点目として、先程説明の中で実施設計が完了したという話がありましたけれども、確認のためにいつ頃実施設計が完了したのかを教えてくださいたいのと、差額を計上したということでしたので、今一度差額というのはどの位、何%アップしたのかという、ベースに対しての割合、大まかで結構です。まず1回目の質疑として伺わせてください。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

小学校費の補正予算につきまして、教育施設整備工事費ということで、実施設計の完了が11月30日に完了しております。

内容につきましては、金額的の、パーセンテージとしましては、121%という形で2割アップという形になります。

内容につきましては、工事的には全く、当初の計画から変わっておりません。ただ、オリンピック需要及びその内容で人件費及び資材費の増加ということが、直接設計業者の方から聞いております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

2回目、質問をさせていただきます。

ちょっと関連してくると思いますので、少し議案からずれてしまうかもしれませんが、お答えいただけるのであれば、教えてくださいたいと思うんですけれども、その他にも今後はいろいろな施設が、建設が予定されていると思います。11月30日の時点でオリンピックの需要によって高騰が見込まれたということで、設計費の方が2割もアップしたということであれば、給食センターにつきましても、今現在見積もっている金額より人件費、資材費ということであれば、2割アップになる可能性が出てくると思います。

その他にも放課後児童クラブということで、建設を、まだ決まったわけではない

んでしょうけれども、予定されていると思います。

今後もしばらくの間はオリンピック需要に関わって、多くの建設費の増加が見込まれてくると思われます。今現在、計画しているものであれば、金額の方の変更が出てくるのではないかと思うんですけれども、ちょっと関連しての質問になってしまいますが、その他の施設についても2割アップ、あと、それ以上の増加が見込まれるのか教えていただきたいと思います。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

ただいまの質問の中の給食センターの建設工事費ということで、この後、全員協議会の中で詳細につきましてご説明させていただきたいと思いますが、今現在、概要についてご説明させていただきますと、現在、終わりましたのが基本設計という形になります。これから引き続きまして実施設計を行っていきます。実施設計の中で金額等を積み上げて、これから積み上げていくということで、オリンピック需要に関しましても加味した内容での設計という形になってくるということになります。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

金額はこれから積み上げるということだったかと思いますが、4月に公共施設計画があったと思います。9月に過疎計画が策定されたと思います。それらには恐らくオリンピックの今の金額というものは加味されないで計画が出来上がっていると考えられるんですけれども、ここら辺の計画について変更がなされてくるということなのか、総合的に教えていただけたらと思います。

また、この後、全員協議会の中で給食センターについては説明があるということだったと思うんですけれども、この教育施設の学校の方の、今、2割アップといった話の中において、それが事前に議会の方に説明があったわけではないと思うんですけれども、どこかでオリンピック需要に基づいて金額が上がりそうだという説明があったのかどうか、もう一度確認させていただければと思います。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

オリンピック需要の関係に関しましては、11月30日に設計業者から成果が上がってきた段階で初めてわかったという内容になります。そのため、議会の方に、その分のアップという形については、説明して申し上げておりませんでした。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

過疎の自立促進計画について変更があるかどうかというお尋ねであろうかと思えます。

現段階で過疎債を借り入れるということが一番大きな部分となりますけれども、今後、事業費全体を見直す中で、それがかさ上げされることになれば、変更の見直しが必要になるかと思っております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

オリンピックの需要に基づいて2割アップした部分については議会の方に説明がなかったということだったと思います。今回、いきなり補正予算の中において4,000万円近い金額を、説明もなくと言ったら変なのかもしれませんが、何らかのタイミングで、臨時議会も行ってありますし、議会運営委員会もあったかと思えます。どこかのタイミングで議会の方に説明をするタイミングがあったかと思うんですけれども、いたし方ない金額の増加なので、特に詳しい説明も要らないということもあったとは思われますが、何らかの形で説明があっても良かったのではないかなと思うところと感じております。

また、過疎計画の変更の方もこれからして行くことになるのではないかということだったと思います。そういうことで考えてくると、計画の変更ということであれば、学校の方の統合計画、施設計画につきましては、特に議会の議決が必要なく変

更が出来てしまうというところが問題になってくるかと思います。

今後、議会の方もその他の議決事項として、統合計画や施設計画、そういうものも加えて行くということについては、どのように考えられるかご質問させていただければと思います。

議長（城之内一男君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

教育委員会の関係、今、話題になっておりますけれども、町の工事全般について申し上げたいと思いますけれども、花香議員ご指摘のとおり、設計が上がってきて急にわかったというような説明をしましたけれども、その前にオリンピック需要があるというようなマスコミの発表等がございましたので、何かしらの機会に説明しても良かったなというような感じもいたします。教育委員会に限らず、町全体につきまして、いろいろな議会側と折衝、全協の機会もございますので、そういう機会を利用して連絡を密に情報を提供して行きたいというように思っています。

以上です。

5番（花香孝彦君）

ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第34号、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成29年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会 1 2 月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意 1 件、議案 9 件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を可決、ご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

会議中に頂戴をいたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよう努めてまいります。

さて、本年は第 6 次東庄町総合計画を始動し、各種施策を展開してまいりました。また、過疎地域に指定をされ、東庄町過疎地域自立促進計画を策定した年でもありました。

過疎地域に指定はされましたが、これをマイナスと捉えず、今後は国の過疎対策を活用し、積極的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

まちづくりは人づくり、一人一人を大切にすることが基本であります。住み続けたいと思う人を大切に、東庄町だからこそ出来る細やかで地域の力がみなぎるまちづくりの実現を目指し、町民の皆様と共に夢や希望の持てる町政運営を進めてまいりたいと考えております。

議員各位には今後ともよろしくご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりますが、年末の慌ただしい時期を迎えております。くれぐれも健康にご留意をいただき、益々のご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

それでは、閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

議長に就任して間もない中、この不慣れな中で不手際もあったかと思いますが、議員の皆さん、また執行部の皆さんには真摯に審議に協力いただきましてありがとうございました。

これからも町においては小学校統合、過疎計画もあります。多くの問題がある中で、やはり議会として、住民に説明責任を果たすことも必要です。それと自治体の具体的政策の最終的な決定という重大な使命と責任を負っております。その意味においても、執行部の皆さんには十分な説明をお願いすると共に、議会執行部、十分

に議論をして、町の発展のために尽くして行きたいと思います。

今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いして、閉会にあたっての挨拶といたします。

以上で平成29年12月東庄町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時39分 閉会)